

平成30年3月27日

受注者 各位

技術監理局契約制度課長

工事外注計画書の提出について(お知らせ)

平素より、建設工事の適正な執行について、ご協力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件については、「工事外注計画書と施工体系図、施工体制台帳の見直しについて(通知)」に基づいて運用してきたところですが、軽微な工事の当初契約できる予定価格の上限額変更を受けて、下記のとおり補足を加えることとしたため通知します。

記

1 見直し内容

工事外注計画書の提出については、次のとおりとする。

従 来	見 直 し 後
200万円超(消費税額込み)の工事	<u>軽微な工事を除く</u> 200万円超(消費税額込み)の工事

2 施行日

平成30年4月1日以降に工事外注計画書を提出(当初並びに変更含む)する工事から適用する。

(問い合わせ先)
技術監理局契約制度課 (582-2545)